

# 伐採・造林複合協定型森林整備に関する協定書

伐採・造林複合協定型森林整備に関し、後志総合振興局長(以下「甲」という。)と  
(以下「乙」という。)は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで下記により協定する。  
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道後志総合振興局長

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

第1条 甲乙双方が、伐採・造林複合協定型森林整備の実施に関して協定することを目的とする。

第2条 甲乙双方は、前条の目的を達成するため、信義に基づき、誠実に努力するものとする。

第3条 乙は、別紙の協定森林整備計画書に基づき事業を実行するものとする。なお、各計画は甲の承認を得た上で変更できるものとする。

第4条 甲は、乙が定めた計画に基づき、売買契約及び請負契約に必要となる伐採木を特定するための調査及び更新予定地測量(以下「立木調査等」という。)を行うものとする。

第5条 甲と乙は、協定に基づき原則として随意契約による売買契約及び請負契約を締結するものとする。

第6条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。ただし、急激な木材市況の悪化や、総合振興局長等がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。なお、協定最終年に契約するものについては、協定期間内に搬出期限を設定することとする。

前条の請負契約の事業期間は、原則として契約年度内とするが、事業費が補正予算により措置されるものにあってはこの限りでない。

第7条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、協定の解除によって乙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 乙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 乙が協定森林に係る売買契約及び請負契約の締結を放棄したとき
- (3) 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 乙が協定森林に係る売買契約に違反したとき
- (5) 乙が甲の同意なく請負契約を行った協定森林に係る造林作業等を履行しなかったとき
- (6) 乙が協定森林に係る請負契約に違反したとき
- (7) 乙が道有林野事業に係る伐採・造林複合協定型森林整備実施要領の第6の3、6及び7に定める資格を満たさなくなったとき
- (8) その他甲が協定の解除が相当であると認めたとき

第8条 甲は乙に対し、森林整備協定を締結するに当たり、次の特約を付すものとする。

- (1) 乙は、立木販売により買い受けた物件を立木のまま譲渡または転売してはならない。
- (2) 事業予定箇所及びその内容が、自然災害や立木調査及び更新予定地測量の結果等により変更となつても異議は受け付けない。
- (3) 事業予定箇所を示さない作業種(保育・保護・路網)については、総合振興局長等が別途、事業箇所を指示するものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定する。

※不要の文字を抹消するなど、適宜修正の上使用すること。

## 協定森林整備計画書

### 1 取組内容

(1)雇用の確保及び設備投資等

(2)伐採木の利用・流通

①販路の拡大(大径木等の高付加価値化)

②林地未利用材の活用

③生産性の向上(施業集約化・効率化によるコスト縮減、造材作業システムの工夫等)

(3)造林作業の軽労化・効率化

①作業の軽労化(労働強度軽減の取組み等)

②作業の効率化(一貫作業や機械作業を前提とした植栽仕様等)

(4)保育・保護・路網整備等の作業方法や創意工夫等

(5)環境への配慮(残存木の保全、集材路の土砂流出対策、路網の使用、生物多様性保全等)

(6)その他

2 作業計画